

2026年4月1日  
団体年金事業部

## 特別法人税の課税停止措置の延長について ～2029年3月末まで課税が凍結されます～

2026年3月31日、特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）の課税停止措置の延長規定が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律」が参議院本会議にて可決・成立し、同日公布されました。

これにより、2025年12月26日付で閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」に基づき、特別法人税の課税停止措置が2029年3月31日まで延長されることが法令上確定しましたので、ご報告いたします。

### <所得税法等の一部を改正する法律（抜粋）>

（租税特別措置法の一部改正）

第7条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部を次のように改正する。

（中略）第68条の5中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

### <参考: 租税特別措置法（改正後）>

#### （退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

**第68条の5** 法人税法第84条第1項に規定する退職年金業務等（同法附則第20条第2項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成11年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第7条又は第9条及び同法附則第20条第1項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

### <特別法人税の課税停止措置の沿革>

年月日	税制上の取扱い
1962（昭和37）年4月1日～1999（平成11）年3月31日	課税
1999（平成11）年4月1日～2001（平成13）年3月31日	課税停止措置の開始（2年間）
2001（平成13）年4月1日～2003（平成15）年3月31日	課税停止措置の延長（2年間）
2003（平成15）年4月1日～2005（平成17）年3月31日	課税停止措置の延長（2年間）
2005（平成17）年4月1日～2008（平成20）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2008（平成20）年4月1日～2011（平成23）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2011（平成23）年4月1日～2014（平成26）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2014（平成26）年4月1日～2017（平成29）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2017（平成29）年4月1日～2020（令和2）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2020（令和2）年4月1日～2023（令和5）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2023（令和5）年4月1日～2026（令和8）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）
2026（令和8）年4月1日～2029（令和11）年3月31日	課税停止措置の延長（3年間）

### 【参考資料】

・官報掲載

<https://www.kanpo.go.jp/20260331/20260331t00017/20260331t000170024f.html>

・議案情報（参議院Webサイト）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/221/meisai/m221080221003.htm>